

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-3
提出年月日	令和5年10月19日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.12.0)	1.2-30, 31, 45, 54, 56	条文間整合のため、記載を適正化した。(下線部参照)  (旧) 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名で <u>操作</u> を実施した場合・・・ (新) 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名で <u>作業</u> を実施した場合・・・	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.11.0)	1.2-28, 29, 38, 47, 48	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.12.0)	1.2-34, 38, 42	条文間整合のため、記載を適正化した。(下線部参照)  (旧) 現場の資機材の保管場所 (新) 現場の資機材保管場所	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.11.0)	1.2-31, 34, 36	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.12.0)	1.2-55, 60, 63, 76	手順のリンク先を示す記載表現を条文間で統一した。 (下線部参照)  他条文の手段名を呼び込んでいる手順リンク (旧) 常設代替交流電源設備に関する手順等は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 (新) 常設代替交流電源設備に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替交流電源設備による給電」にて整備する。  他条文及び自条文の手順を詳細に呼び込んでいる手順リンク (旧) 蒸気発生器水位の調整については、「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(1) b. 「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」及び1.2.2.1(2) b. (b)⑧, 1.2.2.1(2) c. (b)⑩, 1.2.2.1(2) d. (b)⑪, 1.2.2.1(2) e. (b)⑫, 1.2.2.2(1) a. (b)⑬の操作手順と同様である。 (新) 蒸気発生器水位の調整については、「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(1) b. 「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」の操作手順及び1.2.2.1(2) b. 「SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水」の操作手順⑧, 1.2.2.1(2) c. 「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の操作手順⑩, 1.2.2.1(2) d. 「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の操作手順⑪, 1.2.2.1(2) e. 「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の操作手順⑫, 1.2.2.2(1) a. 「現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復」の操作手順⑬と同様である。  また、第1.2.2表 監視計器一覧の手順のリンク先を示す記載表現についても同様に修正した。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.11.0)	1.2-48, 53, 61, 76 とりまとめた資料-5	同上 上記修正に伴い、相違理由欄についても適宜修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.12.0)	1.2-58	条文間整合のため、記載を適正化した。(下線部参照) 1.2.2.3監視及び制御／(2) 補助給水ポンプの作動状況確認／c. 操作の成立性 大飯実績を反映して要員数のみ記載していたが、現場での補助給水ポンプの作動状況確認の所要時間については記載可能のため、所要時間を追記した。  (旧) 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名及び運転員(現場)1名にて作業を実施する。  (新) 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名及び運転員(現場)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから現場での補助給水ポンプの作動状況確認完了まで20分以内で可能である。操作については、中央制御室及び現場で通常の運転操作にて対応する。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.11.0)	1.2-52	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.11.0)	1.2-52, 53	相違理由の記載充実化 操作の成立性に所要時間を記載できない理由を追記した。  1.2.2.3 監視及び制御／(3) 加圧器水位(原子炉水位)の制御 (新) 【女川】PWR固有の対応手段 加圧器水位(原子炉水位)を継続して調整するための操作手順であり完了時間を一概に示すことができないことから所要人数のみ記載している。  1.2.2.3 監視及び制御／(4) 蒸気発生器水位の制御 (新) 【女川】PWR固有の対応手段 ・蒸気発生器水位を継続して調整するための操作手順であり完了時間を一概に示すことができないことから所要人数のみ記載している。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.12.0)	1.2-66	記載の適正化 第1.2.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 対応手段、対処設備、手順書一覧(4/4)のサブタイトルに「監視及び制御」を追記した。(下線部参照)  (旧) (サポート系故障時) (新) (サポート系故障時、監視及び制御)  また、表の「分類」の項目について、「-」から「監視及び制御」へ修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.11.0)	1.2-65, 67	同上  記載を参照した女川2号炉の対応手段、対処設備、手順書一覧(5/6)を泊の記載箇所にも再掲した。また、女川の記載箇所には泊と比較しているページの番号を追記した。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.12.0)	1.2-86	記載の適正化 第1.2.8図 「SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水 概要図(1/2)」において、代替給水ライン供給元弁、代替給水ライン供給元弁を「開」(白塗り)から「閉」(黒塗り)に修正した。 (当該ラインを使用しない場合は、「閉」であるため)	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.11.0)	1.2-90	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.12.0)	1.2-81, 99	第1.2.3図及び第1.2.17図 タイムチャート 条文間整合のため、記載を適正化した。(下線部参照)  (旧) 1次冷却系のフィードアンドブリード開始 (新) 1次冷却系のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却開始  (旧) タービン動補助給水ポンプ起動 (新) <u>現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプ起動</u>	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.11.0)	1.2-83, 100	同上	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.12.0)	1.2-83	第1.2.5図 概要図 条文間整合及び誤記訂正 1次冷却系のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却(余熱除去系による発電用原子炉の冷却)概要図において下記の修正を行った。  【技術的能力1.4概要図(第1.4.41図)との整合】 余熱除去ポンプ出口の連絡弁2弁を「閉」から「開」とし、Aループ注入ライン及びBループ注入ラインを太線へ修正した。  【誤記訂正】 Bループの注入ラインはB-蓄圧タンク出口ラインに合流した後、原子炉へ1次冷却系統へ接続される構成が正しい記載であるため修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.11.0)	1.2-85	同上	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.12.0)	1.2-91, 94, 97	第1.2.11図, 1.2.13図及び1.2.15図 タイムチャート 条文間整合のため、記載を適正化した。(下線部参照)  (旧) 可搬型大型送水ポンプ車の起動 (新) 可搬型大型送水ポンプ車起動	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.11.0)	1.2-93, 95, 97	同上	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.12.0)	1.2-137, 139	添付資料1.2.12及び添付資料1.2.13  技術的能力1.8の修正内容を反映 技術的能力1.8「充てんポンプによる原子炉容器への注水」の操作手順について、玄海及び伊方実績を踏まえ、技術的能力1.4で整備する「充てんポンプによる原子炉容器への注水」手順と同様として技術的能力1.8の記載内容を修正したことにより下記の通り修正を行った。  ・添付資料1.2.12通常の運転操作手順概要一覧から当該手順を削除した。 ・添付資料1.2.13事故時に中央制御室のみで行う運転操作一覧へ当該手順を追加した。	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.11.0)	1.2-146, 147	同上 上記修正に伴い、相違理由欄についても修正した。	